

(仮称) 名岐道路 (一宮～一宮木曾川) 環境影響評価方法書 正誤表

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況 (地域特性)

項目	項	誤										
<p>第1節 自然的状況</p> <p>1.1 気象、大気 質、騒音、 振動、その他 の大気に係る 環境の状況</p> <p>3) 騒音の状況</p>	<p>4-1-20</p>	<p>凡例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>一般騒音調査地点</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>道路交通騒音面的評価区間</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>道路交通騒音・振動調査地点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>道路交通騒音調査地点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点及び面的評価区間はおよその位置を示す (No. 1及び27を除く)。 出典: 令和2年版 いちのみやの環境 (令和2年12月、一宮市) 令和元年版 いちのみやの環境 (令和元年12月、一宮市) 平成30年版 いちのみやの環境 (平成30年12月、一宮市) 平成29年版 いちのみやの環境 (平成29年12月、一宮市) 平成28年版 いちのみやの環境 (平成28年12月、一宮市) 自動車騒音環境基準達成状況 (令和元年度調査結果) (岩倉市ホームページ) 自動車騒音環境基準達成状況 (平成27年度調査結果) (岩倉市ホームページ) 環境報告書令和2年度版 (令和元年度実績報告) (令和2年9月、各務原市) 環境報告書平成28年度版 (平成27年度実績報告) (各務原市) 2019年度交通騒音・振動調査結果について (愛知県ホームページ)</p>	記号	項目	●	一般騒音調査地点	■	道路交通騒音面的評価区間	●	道路交通騒音・振動調査地点	○	道路交通騒音調査地点
記号	項目											
●	一般騒音調査地点											
■	道路交通騒音面的評価区間											
●	道路交通騒音・振動調査地点											
○	道路交通騒音調査地点											

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	正										
<p>第1節 自然的状況</p> <p>1.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況</p> <p>3) 騒音の状況</p>	<p>4-1-20</p>	<p>凡例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>一般騒音調査地点</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>道路交通騒音面的評価区間</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>道路交通騒音・振動調査地点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>道路交通騒音調査地点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点及び面的評価区間はおよその位置を示す (No. 1及び27を除く)。 出典：令和2年版 いちのみやの環境 (令和2年12月、一宮市) 令和元年版 いちのみやの環境 (令和元年12月、一宮市) 平成30年版 いちのみやの環境 (平成30年12月、一宮市) 平成29年版 いちのみやの環境 (平成29年12月、一宮市) 平成28年版 いちのみやの環境 (平成28年12月、一宮市) 自動車騒音環境基準達成状況 (令和元年度調査結果) (岩倉市ホームページ) 自動車騒音環境基準達成状況 (平成27年度調査結果) (岩倉市ホームページ) 環境報告書令和2年度版 (令和元年度実績報告) (令和2年9月、各務原市) 環境報告書平成28年度版 (平成27年度実績報告) (各務原市) 2019年度交通騒音・振動調査結果について (愛知県ホームページ)</p>	記号	項目	●	一般騒音調査地点	■	道路交通騒音面的評価区間	●	道路交通騒音・振動調査地点	○	道路交通騒音調査地点
記号	項目											
●	一般騒音調査地点											
■	道路交通騒音面的評価区間											
●	道路交通騒音・振動調査地点											
○	道路交通騒音調査地点											

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	誤									
		No	県	市	路線名	測定地点	騒音レベル(dB)		要請限度		調査年度
						昼間	夜間	昼間	夜間		
第1節 自然的状況 1.1 気象、大気 質、騒音、 振動、その他 の大気に係る 環境の状況 3) 騒音の状況	4-1-21	愛知県	一宮市	2	国道22号	高畑町2丁目	66	64	○	○	令和元年
				3	国道22号	伝法町8丁目	73	71	○	×	
				4	国道155号	柚木夙	64	63	○	○	
				5	県道大垣一宮線	東出町	71	67	○	○	
				6	県道一宮蟹江線	大和町氏永	67	60	○	○	
				7	県道萩原三条北方線	光明寺	62	56	○	○	
				8	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	67	63	○	○	
				9	市道一宮春日井線	森本3丁目	68	62	○	○	
				10	県道岐阜稲沢線	木曾川町黒田	67	62	○	○	
				11	県道萩原三条北方線	開明	66	61	○	○	平成30年
				12	県道名古屋一宮線	今伊勢町新神戸	68	64	○	○	
				13	国道22号	浅野	68	68	○	○	
				14	名神高速道路	大和町氏永	66	61	○	○	平成28年
				15	国道155号	南小湊	71	68	○	○	
				16	国道155号	大赤見	60	57	○	○	
				17	国道155号	住吉1丁目	64	60	○	○	
				18	県道尾張一宮停車場線	栄4丁目	65	64	○	○	平成27年
				19	県道一宮犬山線	大赤見	68	64	○	○	
				20	県道一宮各務原線	中島通5丁目	67	61	○	○	
			27	岩倉市	県道名古屋江南線	鈴井町	64	60	○	○	令和元年

注1) 各測定地点における最新調査年度の結果を示す。
 注2) 昼間：6～22時、夜間：22～6時
 注3) 要請限度達成は「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）に基づく「幹線交通を担う道路に近接する区域」における自動車騒音の限度（昼間75dB、夜間70dB）により評価する。（○：下回っている ×：超過）
 出典：自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音調査（一宮市ホームページ）
 2019年度交通騒音・振動調査結果について（愛知県ホームページ）

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	正									
		No	県	市	路線名	測定地点	騒音レベル(dB)		要請限度		調査年度
						昼間	夜間	昼間	夜間		
第1節 自然的状況 1.1 気象、大気 質、騒音、 振動、その他 の大気に係る 環境の状況 3) 騒音の状況	4-1-21	愛知県	一宮市	2	国道22号	高畑町2丁目	66	64	○	○	令和元年
				3	国道22号	伝法寺8丁目	73	71	○	×	
				4	国道155号	柚木嵐	64	63	○	○	
				5	県道大垣一宮線	東出町	71	67	○	○	
				6	県道一宮蟹江線	大和町氏永	67	60	○	○	
				7	県道萩原三条北方線	光明寺	62	56	○	○	
				8	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	67	63	○	○	
				9	市道一宮春日井線	森本3丁目	68	62	○	○	
				10	県道岐阜稲沢線	木曾川町黒田	67	62	○	○	
				11	県道萩原三条北方線	開明	66	61	○	○	平成30年
				12	県道名古屋一宮線	今伊勢町新神戸	68	64	○	○	
				13	国道22号	浅野	68	68	○	○	平成28年
				14	名神高速道路	大和町氏永	66	61	○	○	
				15	国道155号	南小渕	71	68	○	○	
				16	国道155号	大赤見	60	57	○	○	
				17	国道155号	住吉1丁目	64	60	○	○	
				18	県道尾張一宮停車場線	栄4丁目	65	64	○	○	平成27年
				19	県道一宮犬山線	大赤見	68	64	○	○	
				20	県道一宮各務原線	中島通5丁目	67	61	○	○	
			27	岩倉市	県道名古屋江南線	鈴井町	64	60	○	○	令和元年

注1) 各測定地点における最新調査年度の結果を示す。
 注2) 昼間：6～22時、夜間：22～6時
 注3) 要請限度達成は「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）に基づく「幹線交通を担う道路に近接する区域」における自動車騒音の限度（昼間75dB、夜間70dB）により評価する。（○：下回っている ×：超過）
 出典：自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音調査（一宮市ホームページ）
 2019年度交通騒音・振動調査結果について（愛知県ホームページ）

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	誤																																																																																												
第1節 自然的状況 1.1 気象、大気 質、騒音、 振動、その他 の大気に係る 環境の状況 4) 振動の状況	4-1-22	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">用途 地域</th> <th colspan="2">振動レベル(dB)</th> <th colspan="2">要請限度</th> <th rowspan="2">調査 年度</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td rowspan="8">愛知県</td> <td rowspan="7">一宮市</td> <td>国道22号</td> <td>高畑町2丁目</td> <td>準工業</td> <td>46</td> <td>43</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="8">令和 元年</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>国道155号</td> <td>柚木夙</td> <td>未指定</td> <td>46</td> <td>40</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>県道大垣一宮線</td> <td>東出町</td> <td>工業</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>県道一宮蟹江線</td> <td>大和町氏永</td> <td>未指定</td> <td>39</td> <td>30</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>県道萩原三条北方線</td> <td>光明寺</td> <td>未指定</td> <td>39</td> <td>34</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>県道江南木曾川線</td> <td>浅井町大日比野</td> <td>未指定</td> <td>39</td> <td>34</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市道一宮春日井線</td> <td>森本3丁目</td> <td>準住居</td> <td>44</td> <td>38</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>岩倉市</td> <td>県道名古屋江南線</td> <td>鈴井町</td> <td>未指定</td> <td>44</td> <td>39</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 各測定地点における最新調査年度の結果を示す。 注2) 昼間：7～20時、夜間：20～7時 注3) 要請限度達成は「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に基づき区域ごとに指定される 道路交通振動の限度により評価する。（○：下回っている ×：超過） 注4) 区域の指定により、地点7の市道一宮春日井線のみ要請限度の基準値は昼間65dB、夜間60dB で、それ以外の 地点は昼間70dB、夜間65dB である。 出典：自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音調査（一宮市ホームページ） 2019年度交通騒音・振動調査結果について（愛知県ホームページ）</p>										No	県	市	路線名	測定地点	用途 地域	振動レベル(dB)		要請限度		調査 年度	昼間	夜間	昼間	夜間	2	愛知県	一宮市	国道22号	高畑町2丁目	準工業	46	43	○	○	令和 元年	3	国道155号	柚木夙	未指定	46	40	○	○	4	県道大垣一宮線	東出町	工業	38	33	○	○	5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	未指定	39	30	○	○	6	県道萩原三条北方線	光明寺	未指定	39	34	○	○	7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	未指定	39	34	○	○	8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	44	38	○	○	27	岩倉市	県道名古屋江南線	鈴井町	未指定	44	39	○	○
		No	県	市	路線名	測定地点	用途 地域	振動レベル(dB)		要請限度								調査 年度																																																																												
								昼間	夜間	昼間	夜間																																																																																			
		2	愛知県	一宮市	国道22号	高畑町2丁目	準工業	46	43	○	○	令和 元年																																																																																		
		3			国道155号	柚木夙	未指定	46	40	○	○																																																																																			
		4			県道大垣一宮線	東出町	工業	38	33	○	○																																																																																			
		5			県道一宮蟹江線	大和町氏永	未指定	39	30	○	○																																																																																			
		6			県道萩原三条北方線	光明寺	未指定	39	34	○	○																																																																																			
		7			県道江南木曾川線	浅井町大日比野	未指定	39	34	○	○																																																																																			
		8			市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	44	38	○	○																																																																																			
27	岩倉市	県道名古屋江南線		鈴井町	未指定	44	39	○	○																																																																																					

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	正										
		No	県	市	路線名	測定地点	用途地域	振動レベル(dB)		要請限度		調査年度
							昼間	夜間	昼間	夜間		
第1節 自然的状況 1.1 気象、大気 質、騒音、 振動、その他 の大気に係る 環境の状況 4) 振動の状況	4-1-22		愛知県	一宮市	国道22号	高畑町2丁目	準工業	46	43	○	○	令和 元年
		<u>3</u>			<u>国道22号</u>	<u>伝法寺8丁目</u>	<u>準工業</u>	<u>44</u>	<u>43</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
		<u>4</u>			国道155号	柚木風	未指定	46	40	○	○	
		<u>5</u>			県道大垣一宮線	東出町	工業	38	33	○	○	
		<u>6</u>			県道一宮蟹江線	大和町氏永	未指定	39	30	○	○	
		<u>7</u>			県道萩原三条北方線	光明寺	未指定	39	34	○	○	
		<u>8</u>			県道江南木曾川線	浅井町大日比野	未指定	39	<u>33</u>	○	○	
		<u>9</u>			市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	44	38	○	○	
		27			岩倉市	県道名古屋江南線	鈴井町	未指定	44	39	○	
		<p>注1) 各測定地点における最新調査年度の結果を示す。</p> <p>注2) 昼間：7～20時、夜間：20～7時</p> <p>注3) 要請限度達成は「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に基づき区域ごとに指定される道路交通振動の限度により評価する。（○：下回っている ×：超過）</p> <p>注4) 区域の指定により、地点7の市道一宮春日井線のみ要請限度の基準値は昼間65dB、夜間60dBで、それ以外の地点は昼間70dB、夜間65dBである。</p> <p>出典：自動車騒音・道路交通振動・新幹線鉄道騒音調査（一宮市ホームページ） 2019年度交通騒音・振動調査結果について（愛知県ホームページ）</p>										

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	誤							
第1節 自然的状況 1.3 土壌及び 地盤の状況 2) 地盤の状況	4-1-33	愛知県	一宮市	No	所在地	累積 開始年	令和元年 標高 (m)	年間 変動量 (cm)	令和元年 累積 (cm)
				1	中島通5丁目86-1地先	昭和38年	9.6162	-0.38	-5.56
				2	木曾川町黒田九ノ通り51	昭和46年	8.8900	-0.34	-9.62
				3	牛野通3丁目25-2	昭和36年	7.9502	-0.38	-16.99
				4	花池2丁目9番	昭和47年	7.1810	-0.44	-3.77
				5	本町1丁目3番	昭和36年	8.6849	-0.21	-3.22
				6	千秋町町屋字端畑	昭和46年	11.6642	-0.28	-4.30
				7	春明字川戸	昭和46年	13.7497	-0.34	-19.21
				8	春明字裏山15	昭和50年	12.9348	-0.32	-3.29
				9	今伊勢町新神戸字新開915	昭和38年	8.0256	-0.32	-7.84
				10	今伊勢町馬寄字六地藏46-1	昭和46年	8.1625	-0.27	-6.16
				11	浅井町東浅井	昭和46年	11.8030	-0.45	-6.09
				12	島村字岩畑55-1地先	昭和38年	11.1108	-0.46	-6.67
				13	木曾川町黒田四ノ通り65地先	昭和38年	7.7633	-0.21	-8.38
				14	木曾川町玉ノ井字寺東27-1	昭和46年	7.4778	-0.57	-11.59
				15	木曾川町外割田字西郷東63	昭和51年	7.5443	-0.49	-5.24
				16	木曾川町里小牧字北青木25	昭和54年	8.2547	-0.51	-6.48
				17	木曾川町里小牧字新田207	昭和51年	9.0685	-0.57	-11.66
18	木曾川町黒田字西針口北切10	昭和38年	9.4135	-0.57	-17.87				

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	正							
第1節 自然的状況 1.3 土壌及び 地盤の状況 2) 地盤の状況	4-1-33	No	県	市	所在地	累積 開始年	令和元年 標高 (m)	年間 変動量 (cm)	令和元年 累積 (cm)
		1	愛知県	一宮市	中島通5丁目86-1地先	昭和38年	9.6162	-0.38	-5.56
		2			木曾川町黒田九ノ通り51	昭和46年	8.8900	-0.34	-9.62
		3			牛野通3丁目25-2	昭和36年	7.9502	-0.38	-16.99
		4			花池2丁目9番	昭和47年	7.1810	-0.44	-3.77
		5			本町1丁目3番	昭和36年	8.6849	-0.21	-3.22
		6			千秋町町屋字端畑	昭和46年	11.6642	-0.28	-4.30
		7			春明字河戸	昭和46年	13.7497	-0.34	-19.21
		8			春明字裏山15	昭和50年	12.9348	-0.32	-3.29
		9			今伊勢町新神戸字新開915	昭和38年	8.0256	-0.32	-7.84
		10			今伊勢町馬寄字六地藏46-1	昭和46年	8.1625	-0.27	-6.16
		11			浅井町東浅井	昭和46年	11.8030	-0.45	-6.09
		12			島村字岩畑55-1地先	昭和38年	11.1108	-0.46	-6.67
		13			木曾川町黒田四ノ通り65地先	昭和38年	7.7633	-0.21	-8.38
		14			木曾川町玉ノ井字寺東27-1	昭和46年	7.4778	-0.57	-11.59
		15			木曾川町外割田字西郷東63	昭和51年	7.5443	-0.49	-5.24
		16			木曾川町里小牧字北青木25	昭和54年	8.2547	-0.51	-6.48
		17			木曾川町里小牧字新田207	昭和51年	9.0685	-0.57	-11.66
18	木曾川町黒田字西針口北切10	昭和38年			9.4135	-0.57	-17.87		

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	誤								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-12	振動	振動	<p>工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）</p> <p>対象道路の基本的な道路構造は、高上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元（平成31）年度に一宮市7地点、岩倉市1地点で測定されています。測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 3) 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考える日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考える日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号6.3）に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値（L₁₀）を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>	

第 8 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	正								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手 法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第 3 節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-12	振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所、福祉施設が 6 箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元（平成 31）年度に一宮市 8 地点、岩倉市 1 地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 3) 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が 1 年間を通じて平均的な状況であると考慮される日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考慮される日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第 714 号 6.3）に記載の振動レベルの 80% レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの 80% レンジの上端値（L₁₀）を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	誤								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-13	振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元(平成31)年度に一宮市7地点、岩倉市1地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で地盤の状況を把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	正								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-13	振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、高上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元(平成31)年度に一宮市8地点、岩倉市1地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で地盤の状況を把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することによって区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>